

= 日本雑穀アワード 2022 《フローズン食品部門》 応募規定 =

第1条 (応募対象)

日本国内において製造し、冷凍にて保管、流通、陳列等を行い、包装容器に入れて一般消費者向けに販売されている、雑穀を原材料に使用した加工食品。飲食時に加熱を要しない冷凍食品、加熱を要する冷凍食品、いずれも対象になります。また、店舗販売、通信販売、宅配など、流通方法に制限はありません。なお、雑穀を含めて使用する原材料については、国内産、外国産は問いません。

第2条 (応募方法)

所定の応募用紙に必要事項を記入し、エントリーフォームにてご応募ください。審査料については、1商品につき3.3万円(税込)、同一シリーズ商品は、2点目から2.2万円(税込)になります。また、応募書類受理後、審査用商品の必要数等をご連絡いたします。

第3条 (応募数の制限)

1社あたりの応募可能な商品数の制限はありません。

第4条 (審査方法)

審査は、当協会と秘密保持契約のうえ審査員として登録している、当協会認定の雑穀アドバイザー、および雑穀クリエイター（以下「審査員」という。）が行います。1商品につき8名以上の審査員が審査基準に従って試食・採点し、その合計点をもって評価点数とします。

第5条 (表彰)

評価点数の基準により、金賞、銀賞、銅賞を決定し表彰いたします。

第6条 (審査結果の通知)

審査結果はE-mailにてご連絡いたします。詳細な評価結果報告書については、後日、書面にてご報告いたします。

第7条（受賞商品の公表）

表彰された商品（以下「受賞商品」という。）は、金賞受賞商品に限り、当協会ホームページに掲載すると共に、関係団体や企業、メディア関係者等に広くリリースいたします。なお、銀賞、銅賞、及び表彰されなかった商品を含めて、金賞受賞以外の商品については、当協会からは応募の有無を含めて公表いたしません。ただし、応募企業が受賞について発表している場合は、ご紹介することがあります。

第8条（受賞の有効期間）

受賞商品は受賞後2年間に限り、受賞したことの広告や紹介、及び、受賞ロゴマーク（以下「受賞マーク」という。）の使用が可能になります。

第9条（受賞広告の方法）

受賞商品名、受賞内容、受賞年度について、わかりやすく明記してください。また、メダルや王冠など、受賞マークと誤認するような独自のマークを使用しての広告はできません。

第10条（受賞マークの使用）

受賞マークは、商品1点につき、以下の使用料を支払うことで、有効期間内において使用することができます。

<使用料>

- ◇ ホームページ、カタログ、パンフレット等へのデータ使用
受賞後、1年間は無料、2年目以降 2.2万円(税込) /年間

- ◇ 個別商品への使用
金賞マークシール 3.3円(税込) /枚
印刷、独自作製シール 1.65円(税込) /枚

第 11 条（受賞後の商品変更）

受賞後に、商品の名称、原材料などに変更があった場合には、速やかに当協会までお届けください。内容を確認し、軽微な変更であればそのまま受賞商品として継続できますが、審査結果に影響を及ぼす大幅な変更の場合には、同一商品と認められない場合があります。

第 12 条（その他）

受賞後に、受賞商品または応募者において、健全な雑穀の普及等の信頼を損なう問題が発生した場合には、受賞を取り消すことがあります。また、受賞商品の広告取り扱い等について、当応募規定に準拠していないと判断された場合は、ホームページ、印刷物の修正など、改善をお願いすることがあります。なお、応募する際は、当応募規定について同意するものとします。その他、当応募規定に記載のない事項については、その都度判断してご案内いたします。

制定日：2022年6月16日

一般社団法人 日本雑穀協会